

令和5年（行コ）第6号

石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求控訴事件

控訴人 金城龍太郎 外2名

被控訴人 石垣市

## 控訴答弁書

令和5年9月26日

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

〒900-0015 那覇市久茂地1丁目2-20

OTV国和プラザ805

弁護士法人那覇綜合（送達場所）

電話 098-860-5488

FAX 098-860-5489

被控訴人訴訟代理人

弁護士 伊東幸太



同 吉本



同 中村政



### 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする  
との判決を求める。

### 第2 控訴の理由に対する答弁

控訴人らの主張は、もっぱら原審判決に対する批判であり、事実審の継続審である控訴審において何らの新たな主張立証をすることなく従前の主張を繰り返すのみ

であるから、高等裁判所においては速やかに控訴を棄却されたい。

以下、必要な限りで反論する。

#### 1 控訴理由書記載 控訴理由 1－法令不適及の原則 について

原審判決は、本件基本条例27条及び28条が廃止されたことを以て確認の利益がなくなったことを理由に不適法却下との判断を下したがこれは適切妥当である。

そもそも、控訴人らがよりどころとする本件基本条例27条1項や28条4項は、その名宛人が市長であり、市長が住民投票をどうすべきか定めた規定である。仮に、控訴人らのいうように住民投票することができる地位が存在するとしても、それは本件基本条例27条1項や28条4項が市長を名宛人とするとの反射的なものに過ぎず、同条項の廃止によって市長に対する効果がなくなった以上、住民投票することができる地位もなくなったと解する他ない。

#### 2 控訴理由書記載 控訴理由 2－確認の利益があることは明々白々であることについて

まず指摘しなければならないのは、控訴人らの請求は前訴の蒸し返しに過ぎないということである。前訴においては、控訴人らは、住民投票の実施を求め、本件においては、その地位の確認を求めるというものであるから、その実質は住民投票を実施することを求めているものであり、前訴と何ら変わらない。そして、実質的な審理については前訴において十分尽くされたのであり、本訴は蒸し返し以外の何物でもなく濫訴といわざるを得ない。

控訴人らが引用する令和4年大法廷判決はすでに存在し運用されている国民審査という制度を在外邦人に対しても適用するよう求めての訴訟であり、本件とは全く異なる。

控訴人らは、前訴において住民投票の実施を求めそれが認められなかったから、確認請求という、訴訟物としては別物であるが実質的には同一の請求を立てているだけである。前訴においては、本件基本条例28条4項によって直ちに実

施の請求ができると主張していたのであるから、これを翻して確認請求を求めるのは訴訟上の禁反言に該当する。

また、投票できる地位の確認のみならず住民投票を行わないことが違法であることの確認を求ることについても、控訴人らが前訴で住民投票そのものの実施を直接求めていたことと矛盾する。違法であることの確認だけを求めたとしても何らの事案の解決にもならないのであるから、このような請求は認められるべきものではない。

以 上